

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―二七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市新宿新田字犬塚二百二十八番三外十七筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百六十七・六三二立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇三〇九立方メートル毎秒